

戸籍謄本等の不正取得 事件について考える

平成19年、三田市に本籍のある2人の人の戸籍謄本等が、三重県のA行政書士に不正に取られたという事件が発覚しました。このA行政書士は処分されましたが、戸籍謄本等を取られた被害者はその事実を知ることなく、さらに何らかの被害にあっているかもしれません。そのため三田市では、今回、被害者の方に、「あなたの戸籍謄本等が不正にとられました」という『本人通知』を行いました。

今月号では、この戸籍謄本等の不正取得事件と私の人権とのかかわりについて考えてみましょう。

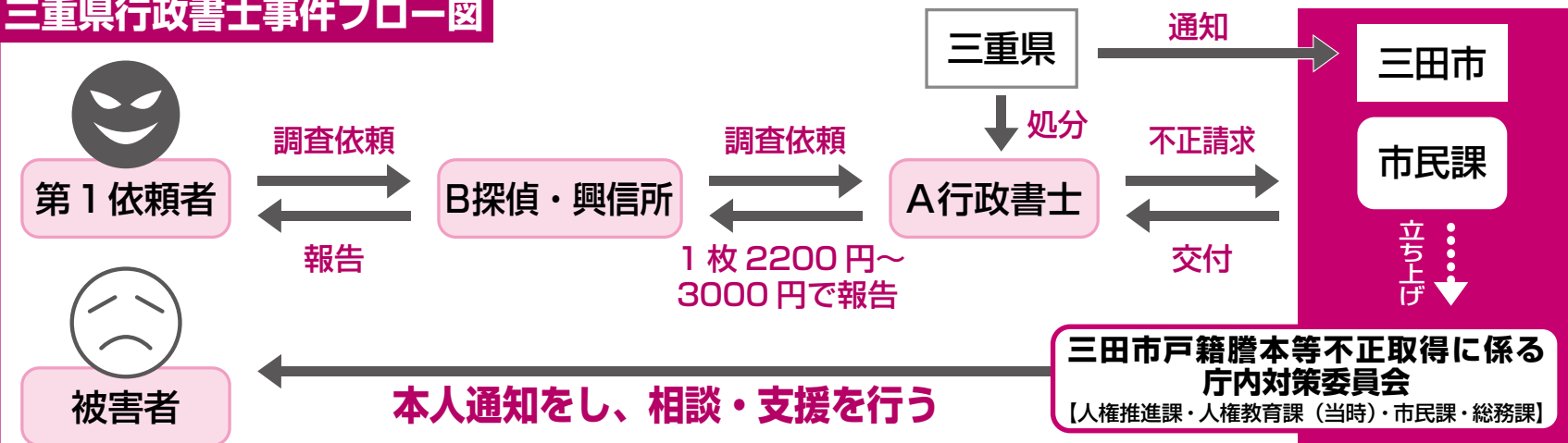
三重県行政書士事件の発覚

平成19年8月10日、三重県は「県内のA行政書士が、不正に他人の戸籍謄本や住民票の写しを取得していたとして、行政書士法違反により10か月の業務停止処分にした」と発表しました。

この事件については、三重県行政書士会の報告にもとづき三重県が調査を行ったところ、平成18年5月から19年2月にかけて、A行政書士が「職務上請求書」にうその記載をし、全国44都道府県230市区町村の窓口へ、511枚の請求書を不正に使用して、戸籍謄本や住民票などを取得していたことがわかりました。これは横浜市のB探偵・興信所（現在は廃業）からの依頼にもとづき行われたもので、不正取得した戸籍謄本や住民票などは1枚2200円から3000円で、B探偵・興信所に横流ししていたというのです。

全国の行政書士会で、同様の不正請求事件が平成17年ごろから多発し、三重県行政書士会でも同じ頃から、会員の徹底管理と調査をはじめました。A行政書士は短期間に大量の職務上請求用紙を使用していたため、不審に思った行政書士会が調査し、県に報告。県の再調査により発覚したのです。

三重県行政書士事件フロー図



「相手の身元を知りたい」「調べたい」という人の心が問題!!

三田市の取り組み

このA行政書士によって不正取得された戸籍謄本等の中に、三田市から取られたものも含まれていることが、三重県政策部長から三田市への通知でわかりました。

この通知を受けて、早速、市民課でA行政書士からの請求について調査を行いました。すると平成18年9月14日と同年9月19日に、A行政書士からの職務上請求書により、2件の交付を行ったことを確認しました。

三田市では、不正に取得された戸籍謄本等が、A行政書士からB探偵・興信所に渡っていたという事実をふまえ、人権擁護と個人情報報道正保護の観点からこの事件を重く受けとめ、平成19年9月、市役所内の関係4課である市民課・人権推進課・総務課・人権教育課（現在は人権推進課に統合）により、「三田市戸籍謄本等不正取得に係る庁内対策委員会」を設置し、この事件の対応について検討をはじめました。

平成17年度の大阪府・兵庫県行政書士による戸籍謄本等不正取得事件では、大阪市や福山市が被害者に対する「本人通知」を行ったといふいきさつがあります。福山市では、本人通知をした9人の内3人については身元調査に利用された可能性があり、その内2人については結婚に關わつての請求であった可能性が非常に高いことがわかりました。そして結婚に關わる1件については、広島法務局福山支局へ人権救済の申立を行うなどの被害者の相談・支援を行ったのです。

被害者に対する「本人通知」については、法的根拠はありません。しかし自分の情報が不正に取られているにもかかわらず自分は知らないということはおかしいのではないかと、プライバシー保護や自己情報コントロール権の観点、そして福山市等の状況から考えたとき、戸籍謄本等を不正にとられた人に何らかの重大な人権侵害が起きている場合、すみやかな相談・支援が必要であるという人権擁護の考えのもと、三田市においても被害者に対する「本人通知」を行うことにしました。

平成19年11月、2人の被害者に対して「本人通知」を行い、事件のいきさつ等について説明すると共に、生活上の変化などの聞きとりを行いました。幸い、戸籍謄本等の不正取得に關わつての実生活の中での被害は起きていないとのことでした。

見本

戸籍謄本（伊勢市第12条の2第1項）等職務上請求書

住民票の写し（伊勢市第12条の2第2項）

請求の種別

請求の住所（1）

請求者の氏名（2）

請求に係る者の氏名・範囲（3）

住民票の写し（4）

利用目的の種別（5）

請求者の氏名又は名称（6）

請求者について該当する事項（7）

請求書の提出（8）

請求書の提出（9）

請求書の提出（10）

請求書の提出（11）

請求書の提出（12）

請求書の提出（13）

請求書の提出（14）

請求書の提出（15）

請求書の提出（16）

請求書の提出（17）

請求書の提出（18）

請求書の提出（19）

請求書の提出（20）

請求書の提出（21）

請求書の提出（22）

請求書の提出（23）

請求書の提出（24）

請求書の提出（25）

請求書の提出（26）

請求書の提出（27）

請求書の提出（28）

請求書の提出（29）

請求書の提出（30）

請求書の提出（31）

請求書の提出（32）

請求書の提出（33）

請求書の提出（34）

請求書の提出（35）

請求書の提出（36）

請求書の提出（37）

請求書の提出（38）

請求書の提出（39）

請求書の提出（40）

請求書の提出（41）

請求書の提出（42）

請求書の提出（43）

請求書の提出（44）

請求書の提出（45）

請求書の提出（46）

請求書の提出（47）

請求書の提出（48）

請求書の提出（49）

請求書の提出（50）

請求書の提出（51）

請求書の提出（52）

請求書の提出（53）

請求書の提出（54）

請求書の提出（55）

請求書の提出（56）

請求書の提出（57）

請求書の提出（58）

請求書の提出（59）

請求書の提出（60）

請求書の提出（61）

請求書の提出（62）

請求書の提出（63）

請求書の提出（64）

請求書の提出（65）

請求書の提出（66）

請求書の提出（67）

請求書の提出（68）

請求書の提出（69）

請求書の提出（70）

請求書の提出（71）

請求書の提出（72）

請求書の提出（73）

請求書の提出（74）

請求書の提出（75）

請求書の提出（76）

請求書の提出（77）

請求書の提出（78）

請求書の提出（79）

請求書の提出（80）

請求書の提出（81）

請求書の提出（82）

請求書の提出（83）

請求書の提出（84）

請求書の提出（85）

請求書の提出（86）

請求書の提出（87）

請求書の提出（88）

請求書の提出（89）

請求書の提出（90）

請求書の提出（91）

請求書の提出（92）

請求書の提出（93）

請求書の提出（94）

請求書の提出（95）

請求書の提出（96）

請求書の提出（97）

請求書の提出（98）

請求書の提出（99）

請求書の提出（100）

この事件が問いかけるもの

今回の事件では、行政書士が不正取得したことで処分されていますが「行政書士」だけが悪いのではありません。行政書士に依頼した「探偵・興信所」の存在、そして、何よりもその探偵・興信所へ最初に依頼した「第1依頼者」がいるということです。つまり「第1依頼者」がいなければ、戸籍謄本等の不正取得も起こらないのです。

では、なぜ不正をしてまでも戸籍謄本等を取得しようとするのでしょうか？戸籍謄本等には本籍地の他、出生・死亡、婚姻・離婚、養子縁組等に関わる内容が記載され、個人の親族関係や住んでいた場所の変遷など、個人にかかわる様々な情報がわかります。このような情報は、出生・死亡にかかる証明や相続関係等の証明等には必要ですが、ひとたび使う方を間違えれば、大変な人権侵害につながります。これまで結婚や就職の際の身元調査資料として悪用され、部落差別をはじめ様々な差別問題を生み出してきたのです。自分のそしてみんなの人権を守るために、私たち一人一人がこのような身元調査を決して許さないという強い意識を高めていかねばなりません。

平成19年6月、「探偵業の業務の適正化に関する法律」が施行され、探偵・興信所の差別調査が禁止になり、罰則規定がもり込まれました。また平成20年5月、「戸籍法」と「住民基本台帳法」の改正法が施行され、戸籍・住民票の原則公開から非公開と位置づけられるとともに、戸籍謄本等の取得の要件や手続きを厳しくし、あわせて不正な手段で戸籍謄本等を取得した人には、刑罰が科せられることになりました。

三田市では、本人の知らない間にこのような差別調査が行われることを絶対に許さないために、戸籍謄本等の交付時のチェック体制を強化するとともに、市民のみなさんの戸籍謄本等が不正に取られたことが確認された場合、被害者に対する「本人通知」についても慎重に対応しながら進めていきます。今後ともこの取り組みに対するご理解とご協力をよろしく願います。

用語説明

戸籍謄本・戸籍抄本・戸籍の附票

戸籍簿に記載されている内容のうち、全員の写しをとると謄本。個人を特定して抜粋すると抄本になります。

また、戸籍簿と共に作成される戸籍の附票には、戸籍簿作成時点からの住所すべてが記載されていますので、住所の移り変わりを簡単に証明することができます。

戸籍法、住民基本台帳法

平成19年に法改正が行われ、原則非公開、不正請求に対する罰則を刑罰規定に強化しました。偽りや不正な手段で戸籍や住民票の写しなどの証明書の交付を受けた者は、30万円以下の罰金もしくは料金の罰則が設けられました。(平成20年5月施行)

探偵業の業務の適正化に関する法律（探偵業法）

探偵・興信所による差別調査を禁止し、営業の停止又は廃止を命ずることができるなどの行政処分と共に6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられるなどの罰則規定も設けられました。(平成19年6月施行)

■ ■ ま と め ■ ■

昭和48年、ある親子が、結婚相手の男性の住む和歌山県白浜町役場で、被差別地区出身かどうかを調べるため、戸籍謄本を請求するという事件が起きました。当時は、手数料を払えば他人の戸籍も取れたのです。この事件をきっかけに、身元調査は差別につながると、戸籍の公開を制限する自治体が続々出てきました。昭和49年、三田市は県下でいち早く戸籍の公開制限を行いました。そして昭和51年戸籍法が改正され、全国的に戸籍が公開制限されるようになりました。

今回、三田市の行った「本人通知」についても県下の各市町にさきがけて行ったものです。部落差別の解消をめざして始まった三田市の人権のまちづくりは、すべての人の人権を守る取り組みへとつながっています。

市民課インタビュー

戸籍謄本等の不正取得事件に関して、詳しく聞いてみることにしました。

- Q 今回の事件では、戸籍謄本等がどのように不正取得されたのですか？
- A A 行政書士から戸籍謄本等の交付請求が「職務上請求用紙」により郵送で送られてきました。そして、その「職務上請求用紙」の必要事項や使用目的等を市民課でチェックし、郵送により交付しました。正当な手続きにより交付した戸籍謄本等が、後で、不正に取得されたものとわかったのです。

- Q 市民課窓口で不正だと見抜くことは難しいのですか？
- A 現在、他人の戸籍は勝手に取れないことになっていますが、8士業と言われる人たち（弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士の有資格者）は、職務上必要な権限として「職務上請求用紙」により交付請求する、いわゆる「職務上請求」が認められています。これは有資格者の信用をもとにした制度であり、ほとんどの有資格者は「職務上請求用紙」を正しく使用されています。市民課としては、その書類上必要事項に誤りがないかとチェックし、交付をします。今回、A 行政書士は「職務上請求用紙」を目的外に使用したという不正使用の罪で処分されました。その使用目的欄に「相続資料」等のうその内容が書いてあったのです。ですからその記載内容が正しいかどうかまで、見抜くことは難しいです。もちろん、窓口に来られた場合は、有資格者の証明等の確認を行いますし、郵送の場合は、公的に届けられた有資格者の事務所へ送付し本人確認としています。

- Q 市民課に年間どれくらいの「職務上請求」があるのですか？
- A 平成19年度における証明書交付総件数は111,447件でその内の約3.5%にあたる約3,900件が職務上請求です。また証明書交付総件数の郵送交付件数は16,731件でその内約20%の約3,300件が職務上請求であり、つまり職務上請求は郵送によるものがほとんどなのです。

- Q 市民課では、このような不正事件に対して、これまでどのような対策がとられてきたんですか？
- A 三田市では、昭和49年の「戸籍の公開制限」（原則、本人及び親族に限定。昭和51年法改正）以来、これまで様々なとりくみを、国の制度改正よりもいち早く行ってきました。昭和56年には住民票の写し等の請求を制限（原則、本人及び親族に限定。昭和58年法改正）、平成14年には住民基本台帳の閲覧を制限（営利目的を排除。平成18年法改正）、そして平成18年には戸籍謄抄本、住民票の写し等請求時の本人確認実施（平成20年法改正）など、市民のみなさんの人権を守る取り組みを進めています。

